

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第35期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

【会社名】 株式会社 トリドールホールディングス

【英訳名】 TORIDOLL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田 貴也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 CFO 兼 ファイナンス本部長 兼 財務部長 山口 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 CFO 兼 ファイナンス本部長 兼 財務部長 山口 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 中間連結会計期間	第35期 中間連結会計期間	第34期
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上収益	(百万円)	112,602	133,720	231,952
税引前中間(当期)利益	(百万円)	7,936	6,585	10,551
親会社の所有者に帰属する中間(当期)利益	(百万円)	4,422	2,799	5,459
親会社の所有者に帰属する中間(当期)包括利益	(百万円)	11,792	1,536	13,813
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	80,678	82,890	80,600
資産合計	(百万円)	317,392	320,858	321,438
基本的1株当たり中間(当期)利益	(円)	48.56	29.84	58.21
希薄化後1株当たり中間(当期)利益	(円)	48.12	29.57	57.63
親会社所有者帰属持分比率	(%)	25.4	25.8	25.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	22,533	19,115	42,794
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	21,663	6,088	26,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	761	11,536	16,548
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	70,818	70,951	70,627

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成しております。

2. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
4. 前中間連結会計期間に行った企業結合について、前連結会計年度及び前中間連結会計期間においては取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を行いました。当中間連結会計期間において当該配分が完了したことから、前連結会計年度の連結財務諸表及び前中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表を遡及修正しております。遡及修正の内容については、「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 5. 子会社の取得」をご参照ください。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態および経営成績の状況

連結業績

当中間期（2024年4月1日～9月30日）は、業界や地域を問わない賃金上昇に伴い、消費意欲の喚起が期待される一方で、企業業績に対する人件費増加の影響が懸念されるなど、やや不透明な経営環境となりました。

このような環境において当社グループは、食の感動体験の訴求を国内外でさらに強化しました。また国内では、店舗で働く従業員の満足度を高め、人材を充足する仕組み作りを進めました。

これらの結果、売上収益は1,337億20百万円（前年同期比18.8%増、計画比2.4%増）と、本格讃岐うどん専門店の丸亀製麺、国内その他、海外事業の全セグメントおよび連結で、中間期で過去最高となりました。

事業利益については、丸亀製麺では原材料費や人件費の増加を増収で吸収し、事業利益（注1）も113億93百万円（前年同期比17.6%増、計画比15.9%増）となり、事業利益率とともに中間期で過去最高となりました。

一方、国内その他セグメントは出店に伴う費用の増加などにより、22億14百万円（前年同期比3.8%減、計画比3.9%増）と若干の減益となりました。海外事業においては、Tam Jaiが大幅な減益となった影響が大きく、9億18百万円（前年同期比45.5%減、計画比63.4%減）と大幅な減益となりました。

これらの結果、連結の事業利益は95億84百万円（前年同期比20.7%増、計画比2.9%増）と、中間期として過去最高となりました。

一方、海外事業の不採算店舗での減損や閉店の結果、減損損失7億33百万円を計上しました。

また、その他の営業費用については、丸亀製麺の外部委託契約に関する一過性費用11億85百万円を当第2四半期に計上し、当中間期のその他営業費用は17億61百万円となりました。

これらの結果、営業利益（注2）は75億58百万円（前年同期比3.1%減、計画比12.7%減）と減益となり、親会社の所有者に帰属する中間利益も27億99百万円（前年同期比36.7%減、計画比33.7%減）と大幅な減益となりました。

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期	前年同期比		2025年3月期	計画比	
	中間期実績	中間期実績	増減額	増減率	中間期計画	増減額	増減率
売上収益	112,602	133,720	+21,118	+18.8%	130,570	+3,150	+2.4%
事業利益	7,938	9,584	+1,647	+20.7%	9,310	+274	+2.9%
営業利益	7,802	7,558	245	3.1%	8,660	1,102	12.7%
親会社の所有者に 帰属する中間利益	4,422	2,799	1,623	36.7%	4,220	1,421	33.7%

（注1）事業利益：売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費

（注2）営業利益：事業利益 - 減損損失 + その他の営業収益 - その他の営業費用

セグメント別業績

当中間連結会計期間において、前中間連結会計期間の海外事業セグメントのFulham Shore社の販売管理費および事業利益を見直しました。2024年3月期中間期実績は、「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 5 . 子会社の取得」に記した暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額を開示しております。

(単位：百万円)

売上収益	2024年3月期 中間期実績	2025年3月期 中間期実績	前年同期比		2025年3月期 中間期計画	計画比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
丸亀製麺	58,378	65,134	+6,756	+11.6%	63,640	+1,494	+2.3%
国内その他	13,748	17,009	+3,261	+23.7%	14,140	+2,869	+20.3%
海外事業	40,477	51,577	+11,100	+27.4%	52,790	1,213	2.3%
連結	112,602	133,720	+21,118	+18.8%	130,570	+3,150	+2.4%

(単位：百万円)

事業利益	2024年3月期 中間期実績	2025年3月期 中間期実績	前年同期比		2025年3月期 中間期計画	計画比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
丸亀製麺	9,690	11,393	+1,703	+17.6%	9,830	+1,563	+15.9%
国内その他	2,301	2,214	87	3.8%	2,130	+84	+3.9%
海外事業	1,686	918	768	45.5%	2,510	1,592	63.4%
調整額(注3)	5,740	4,941	+799	-	5,160	+219	-
連結	7,938	9,584	+1,647	+20.7%	9,310	+274	+2.9%

(注3) 調整額は各報告セグメントに配分していない全社費用です。

(単位：店)

店舗数	丸亀製麺		国内その他		海外事業			連結	
	事業形態	直営	直営	FC等(注4)	計	直営	FC等(注4)		計
2024年3月末 店舗数		840	246	4	250	432	429	861	1,951
2025年3月期 中間期 出店		17	17	1	18	23	30	53	88
2025年3月期 中間期 閉店		6	3	0	3	11	21	32	41
2025年3月期 中間期末 店舗数		851	260	5	265	444	438	882	1,998

(注4) フランチャイズ、合弁会社など直営以外の形態

< 丸亀製麺 >

丸亀製麺セグメントにおいては、お客様に選ばれ続けるためのパーセプションを形成するブランド戦略と、衝動をつくる商品戦略を組み合わせ、ブランド価値と顧客体験(CX)と従業員体験(EX)を同時にスパイラルアップさせるマーケティング戦略を展開しています。

季節ごとのフェア商品については、6月11日から夏の一番人気商品(1)である「鬼おろし肉ぶっかけうどん」を販売しました。うどんのコシを“冷”で楽しめる鬼おろしシリーズが、麵職人(2)の全店配置でおいしさにさらに磨きがあったこともあり、約532万食を販売する大ヒットとなりました。9月3日からは注文ごとに割り下で焼き上げる牛肉と濃厚な玉子がからむ人気商品「焼きたて牛すき釜玉うどん」と、完全新作の「粗挽き肉チーズ釜玉うどん」を発売し、シリーズで約115万食を販売する大ヒットとなりました。

6月25日に販売を開始した「丸亀うどんまつ」は、原材料に丸亀製麺のうどんを30%以上使用し、独自のもちもちの食感を実現。発売当初からの「きび糖」「カレー」味に加えて、8月からは「塩バイン」味を投入し、9月末までの累計販売数が約700万食を突破する大ヒット商品となりました。

これらの取り組みにより、売上収益は651億34百万円(前年同期比11.6%増、計画比2.3%増)と中間期で過去最高となりました。人件費、原価、広告宣伝費も増加しましたが、増収に加えて、人員配置の適正化を進めたことにより、事業利益も中間期として過去最高の113億93百万円(前年同期比17.6%増、計画比15.9%増)と大幅な増益となりました。

1 「鬼おろし肉ぶっかけうどん」の販売数は、2018年から2023年までの夏季限定冷うどんの中でNo. 1

(2024年自社調べ)

2 麺職人：理想的なうどんを作る専門人材。丸亀製麺独自の人材育成システム

<国内その他>

国内その他セグメントには、「コナズ珈琲」、「ずんどう屋」、「肉のヤマ牛」、「晩杯屋」、「天ぷらまきの」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「長田本庄軒」、「焼きたてコッペ製パン」が含まれております。

「いちばん近いハワイ」をコンセプトとするコナズ珈琲は、季節限定フェア商品や店舗内外でのイベントによる集客に加えて、オンライン・オフラインでの情報発信やSNS活用などの強化が奏功し、客数が大幅に増加しました。6月27日に東北に初進出した利府店（宮城）、7月25日にオープンした新船橋店（千葉）は揃って国内トップクラスの売上となり、セグメントの増収を牽引しました。第3四半期以降も出店が続くことから、出店に関する費用が増加しましたが、増収で吸収し、増益となりました。

豚骨ラーメンのずんどう屋は、当第2四半期に金沢駅西本町店（石川）、綱島店（神奈川）、鈴鹿店（三重）、滋賀長浜店（滋賀）、羽村栄町店（東京）を出店して計95店舗となり、増収となりましたが、人件費が増加したことなどから減益となりました。

天ぷらまきのは集客力の高い梅田店（大阪）が大規模改装のために5月中旬から7月下旬まで休業した影響があったものの、リニューアルオープン後の客数増加やインバウンド需要取り込みの継続などにより増収となりました。

これらの結果、売上収益は170億9百万円（前年同期比23.7%増、計画比20.3%増）と中間期として過去最高となりました。一方、事業利益は、原価率上昇と出店のための人件費増加などにより、22億14百万円（前年同期比3.8%減、計画比3.9%増）と若干の減益となりました。

<海外事業>

スパイシーヌードル業態のTam Jaiは香港で5店増加しましたが、中国で3店、シンガポールで1店減少し、計234店舗となりました。売上は増加し、事業利益は第1四半期と比較すると増加したものの、中間期は大幅な減益となりました。

Marugame Udonについては、台湾では3店増加し計59店舗となり、高い利益率を維持して増収増益となりました。米国においても1店増加して16店舗となり、増収となりましたが、出店に伴う人件費や家賃の増加により減益となりました。英国では1店閉店しましたが、既存店の客数増加により増収となり、原価率の抑制や人員配置の適正化などコスト削減を進めたことにより、事業損失は前年同期比で大幅に減少しました。

Fulham Shoreは前第2四半期から連結したことに加えて、価格改定や予約システムの導入等が一定の成果を上げて大幅な増収となりました。販管費も大幅に増加したものの、事業損失は改善しました。

これらの結果、売上収益は為替影響もあり、中間期として過去最高の515億77百万円（前年同期比27.4%増、計画比2.3%減）となりましたが、事業利益は9億18百万円（前年同期比45.6%減、計画比63.4%減）と大幅な減益となりました。

財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末に比べ5億80百万円減少し、3,208億58百万円（前期末比0.2%減）となりました。これは主に無形資産及びのれん、営業債権及びその他の債権がそれぞれ前連結会計年度末に比べ19億35百万円、10億63百万円減少した一方で、有形固定資産、使用権資産がそれぞれ前連結会計年度末に比べ16億89百万円、6億79百万円増加したことによるものです。

（負債・資本）

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ22億23百万円減少し、2,290億80百万円（前期末比1.0%減）となりました。これは主に短期借入金、その他の流動負債、営業債務及びその他の債務がそれぞれ前連結会計年度末に比べ171億76百万円、36億97百万円、17億21百万円減少した一方で、社債が前連結会計年度末に比べ203億81百万円増加したことによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ16億43百万円増加し、917億78百万円（前期末比1.8%増）となりました。これは主にその他の資本の構成要素が12億76百万円減少した一方で、利益剰余金、資本剰余金がそれぞれ前連結会計年度末に比べ18億34百万円、16億13百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3億24百万円増加し、709億51百万円（前期末比0.5%増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは191億15百万円の収入（前年同期比15.2%減）となりました。これは主に減価償却費及び償却費が155億47百万円、税引前中間利益が65億85百万円あったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは60億88百万円の支出（前年同期比71.9%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が64億59百万円あったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは115億36百万円の支出（前年同期は7億61百万円の支出）となりました。これは主に社債発行による収入が218億72百万円あった一方、短期借入金純減額が171億84百万円、リース負債の返済による支出が116億35百万円あったこと等によるものです。

（2）優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,400,000
計	230,400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	88,241,752	88,295,752	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株でありま す。
計	88,241,752	88,295,752	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月4日
新株予約権の数(個)	2,200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 5,045,871(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,360(注)3
新株予約権の行使期間	自 2024年7月4日 至 2031年6月6日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,360 資本組入額 2,180(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付さ れたものであり、本社債から分離譲渡はできないもの とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内 内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に 係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、 その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	22,000

新株予約権付社債の発行時(2024年6月20日)における内容を記載しております。

(注)1. 本社債の額面金額10百万円につき1個とします。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行ないません。

3. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2) 転換価額は、4,360円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

4. 2024年7月4日から2031年6月6日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。但し、本新株予約権付社債の要項に定める 当社の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託される時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2031年6月6日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできません。

- (2) 本新株予約権付社債権者は、2031年2月20日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日に含まれる各取引日において、当社普通株式の終値（但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。）が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日（但し、2024年7月1日に開始する四半期に関しては2024年7月4日（同日を含む。）とする。）から末日（但し、2031年1月1日に開始する四半期に関しては2031年2月20日（同日を含む。）とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができます。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値及びVWAP（各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値）が発表されない日を含みません。

但し、本（2）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記及びの期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記 の期間は適用されません。

当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、（注）4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日の3適格日（以下に定義する。）後の日から起算して5連続適格日のいずれの日においても、（ ）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の気配値スコア（BVAL Score）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の気配値スコアに基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の気配値スコアが7以上となり、かつ、ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL Bid）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格（本社債の額面金額に対する百分率で表示される。）がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ ）上記（ ）記載のスコアが7を下回るか上記（ ）記載のスコア若しくは価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値（本社債の額面金額に対する百分率で表示される。）がクロージング・パリティ価値の98%を下回っているか、又は（ ）上記（ ）記載のスコアが7を下回るか上記（ ）記載のスコア若しくは価格が入手できずかつ上記（ ）記載の買値も取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいいます。

「適格日」とは、東京及びロンドンにおける営業日であり、かつ、取引日である日をいいます。

「クロージング・パリティ価値」とは、当該適格日における当社普通株式の終値（但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。）を、当該適格日における転換価額で除した数値（百分率で表示される。）をいいます。

「計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branchをいいます。

7. 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の記載の証明書を交付する場合には、適用されません。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいいます。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従います。なお、転換価額は（注）3（3）と同様の調整に服します。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、（注）4 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、（注）6 (2) 記載と同様の制限を受けます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行いません。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日(注)1	101,200	88,241,752	114	4,968	114	740

(注) 1 . 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 . 2024年10月1日から2024年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が54,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ58百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
粟田 貴也	東京都港区	27,581,633	31.55
有限会社ティーアンドティー	東京都港区虎ノ門1丁目23-2	9,851,600	11.27
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	5,188,200	5.94
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-2	3,738,000	4.28
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2-17	600,000	0.69
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	532,700	0.61
BNYM SA/NV FOR BNM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	327,997	0.38
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	292,632	0.33
株式会社日本カストディ銀行(信託 口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	216,000	0.25
EUROCLEAR BANK S.A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	1 BOULEVARD DU ROIALBERT II, B- 1210BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	212,200	0.24
計	-	48,540,962	55.53

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,188,200株
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,738,000株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	532,700株
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	216,000株

2. 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行の所有株式数の内、2,536,000株は粟田利美氏から、600,000株は粟田貴也氏から、600,000株は有限会社ティーアンドティーから委託された信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、それぞれ粟田利美氏、粟田貴也氏及び有限会社ティーアンドティーであります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 828,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,337,000	873,370	-
単元未満株式	普通株式 75,852	-	-
発行済株式総数	88,241,752	-	-
総株主の議決権	-	873,370	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社トリドール ホールディングス	東京都渋谷区道玄坂一 丁目21番1号	828,900	-	828,900	0.94
計	-	828,900	-	828,900	0.94

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

要約中間連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1【要約中間連結財務諸表】

(1)【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		70,627	70,951
営業債権及びその他の債権		9,678	8,615
棚卸資産		1,087	1,140
その他の流動資産		4,569	4,768
流動資産合計		85,960	85,474
非流動資産			
有形固定資産	8	44,281	45,970
使用権資産		100,859	101,537
無形資産及びのれん	5	66,232	64,297
持分法で会計処理されている投資		4,498	4,991
その他の金融資産		12,826	12,718
繰延税金資産		5,078	4,146
その他の非流動資産		1,704	1,725
非流動資産合計		235,478	235,384
資産合計		321,438	320,858
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		16,963	15,242
短期借入金		20,210	3,034
1年以内返済予定の長期借入金		15,573	14,894
1年内償還社債		800	800
リース負債		20,001	20,506
未払法人所得税		3,683	3,061
引当金		1,347	1,298
その他の流動負債		14,007	10,309
流動負債合計		92,583	69,145
非流動負債			
社債	6	2,386	22,766
長期借入金		39,016	40,846
リース負債		85,971	86,183
引当金		5,954	6,165
繰延税金負債		3,846	3,637
その他の非流動負債		1,546	338
非流動負債合計		138,719	159,935
負債合計		231,303	229,080
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		4,834	4,948
資本剰余金		9,369	10,982
その他資本性金融商品		10,847	10,847
利益剰余金		38,816	40,650
自己株式		994	990
その他の資本の構成要素		17,729	16,453
親会社の所有者に帰属する持分合計		80,600	82,890
非支配持分		9,535	8,889
資本合計		90,135	91,778
負債及び資本合計		321,438	320,858

(2) 【要約中間連結純損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上収益	7	112,602	133,720
売上原価		27,017	31,578
売上総利益		85,585	102,142
販売費及び一般管理費		77,648	92,558
減損損失	8	102	733
その他の営業収益		503	467
その他の営業費用		536	1,761
営業利益		7,802	7,558
金融収益		1,003	1,163
金融費用		881	2,068
金融収益・費用純額		122	905
持分法による投資損益		11	68
税引前中間利益		7,936	6,585
法人所得税費用	3	3,128	3,606
中間利益		4,808	2,979
中間利益の帰属			
親会社の所有者	10	4,422	2,799
非支配持分		386	181
中間利益		4,808	2,979
親会社の所有者に帰属する 1 株当たり中間利益 (円)			
基本的 1 株当たり中間利益	10	48.56	29.84
希薄化後 1 株当たり中間利益	10	48.12	29.57

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記 番号	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間利益	4,808	2,979
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
在外営業活動体の換算差額	8,000	2,248
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	406	582
純損益に振り替えられる可能性のある項目合 計	8,405	1,665
その他の包括利益合計	8,405	1,665
中間包括利益合計	13,213	1,314
中間包括利益合計額の帰属		
親会社の所有者	11,792	1,536
非支配持分	1,421	222

(3)【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分									合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			合計			
							在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融資 産	新株 予約権				
2023年4月1日 残高		4,673	11,575	10,847	34,207	1,003	8,659	-	607	9,267	69,566	8,592	78,158
中間利益					4,422					-	4,422	386	4,808
その他の包括利益							7,370			7,370	7,370	1,035	8,405
中間包括利益 合計		-	-	-	4,422	-	7,370	-	-	7,370	11,792	1,421	13,213
新株の発行（新株 予約権の行使）		87	87						37	37	136		136
株式報酬取引									86	86	86		86
自己株式の取得 及び処分			4			5				-	9		9
配当	9				653					-	653	648	1,301
その他資本性金融 商品の所有者に対 する分配の支払額					193					-	193		193
支配継続子会社に 対する持分変動			15							-	15	4	20
転換社債型新株予 約権付社債の発行										-	-		-
非支配持分に付与 されたプット・オ プション			95							-	95		95
その他					14					-	14	63	78
所有者との取引 額等合計		87	12	-	832	5	-	-	48	48	681	580	1,261
2023年9月30日 残高		4,759	11,587	10,847	37,798	999	16,030	-	656	16,685	80,678	9,432	90,110

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分									合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			合計			
							在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融資 産	新株 予約権				
2024年4月1日 残高		4,834	9,369	10,847	38,816	994	17,103	90	715	17,729	80,600	9,535	90,135
中間利益					2,799					-	2,799	181	2,979
その他の包括利益							1,263			1,263	1,263	402	1,665
中間包括利益 合計		-	-	-	2,799	-	1,263	-	-	1,263	1,536	222	1,314
新株の発行（新株 予約権の行使）		114	114						54	54	175		175
株式報酬取引									42	42	42		42
自己株式の取得 及び処分			8			4				-	12		12
配当	9				786					-	786	393	1,179
その他資本性金融 商品の所有者に対 する分配の支払額					193					-	193		193
支配継続子会社 に対する持分変動			80							-	80	31	112
転換社債型新株予 約権付社債の発行			811							-	811		811
非支配持分に付与 されたプット・オ プション			761							-	761		761
その他					14				2	2	12		12
所有者との取引 額等合計		114	1,613	-	965	4	-	-	13	13	754	424	329
2024年9月30日 残高		4,948	10,982	10,847	40,650	990	15,840	90	702	16,453	82,890	8,889	91,778

(4)【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		7,936	6,585
減価償却費及び償却費		14,036	15,547
減損損失	8	102	733
受取利息		505	1,144
支払利息		873	1,286
持分法による投資損益(は益)		11	68
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		29	783
棚卸資産の増減(は増加)		54	62
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		238	1,893
その他		328	950
小計		22,971	22,852
利息の受取額		496	1,086
利息の支払額		873	1,292
法人所得税の支払額		62	3,531
営業活動によるキャッシュ・フロー		22,533	19,115
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		4,763	6,459
無形資産の取得による支出		11	32
敷金及び保証金の差入による支出		309	518
敷金及び保証金の回収による収入		219	229
建設協力金の支払による支出		32	10
建設協力金の回収による収入		224	229
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	5	16,683	-
その他		308	473
投資活動によるキャッシュ・フロー		21,663	6,088
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	6	-	21,872
社債の償還による支出		400	400
短期借入金の純増減額(は減少)		16,100	17,184
長期借入れによる収入		3,549	9,922
長期借入金の返済による支出		8,676	8,801
リース負債の返済による支出		9,961	11,635
配当金の支払額	9	653	786
その他資本性金融商品の所有者に対する分配の支払額		278	279
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		-	4,023
その他		442	223
財務活動によるキャッシュ・フロー		761	11,536
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		109	1,492
現金及び現金同等物の期首残高		67,456	70,627
現金及び現金同等物に係る換算差額		3,253	1,168
現金及び現金同等物の中間期末残高		70,818	70,951

【要約中間連結財務諸表注記】**1. 報告企業**

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の要約中間連結財務諸表は2024年9月30日を期末日とし、当社および子会社（当社および子会社を合わせて「当社グループ」とする）、並びに当社グループの共同支配企業および関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

2. 作成の基礎**(1) 要約中間連結財務諸表がIFRSに準拠している旨**

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しており、本要約中間連結財務諸表はIAS第34号に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

要約中間連結財務諸表は、2024年11月14日において取締役会により公表の承認がされております。

(2) 機能通貨および表示通貨

要約中間連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

(3) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられています。そのため、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。当社グループの見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間および影響を受ける将来の会計期間において認識されます。要約中間連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、原則として前連結会計年度と同様であります。

3. 重要性がある会計方針

当社グループが要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度において適用した会計方針と同様であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積り年次実効税率を基に算定しております。

4. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、「丸亀製麺」、「国内その他」および「海外事業」の計3区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「国内その他」は、「コナズ珈琲」、「ずんどう屋」、「肉のヤマ牛」、「晩杯屋」、「天ぷらまきの」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「長田本庄軒」、「焼きたてコッペ製パン」により飲食提供を行うものであります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益および業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様であります。

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)2	要約中間 連結財務諸表 計上額
	丸亀製麺	国内その他	海外事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上高	58,378	13,748	40,477	112,602	-	112,602
計	58,378	13,748	40,477	112,602	-	112,602
セグメント利益(注)1	9,690	2,301	1,686	13,677	5,740	7,938
減損損失	41	-	61	102	-	102
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	33
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	122
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	11
税引前中間利益	-	-	-	-	-	7,936
(その他の項目)						
減価償却費及び償却費	5,286	1,353	6,971	13,609	426	14,036

(注)1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. セグメント利益の調整額 5,740百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 前中間連結会計期間のセグメント情報は、注記「5. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが生じた後の金額により開示しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)2	要約中間 連結財務諸表 計上額
	丸亀製麺	国内その他	海外事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上高	65,134	17,009	51,577	133,720	-	133,720
計	65,134	17,009	51,577	133,720	-	133,720
セグメント利益(注)1	11,393	2,214	918	14,525	4,941	9,584
減損損失	77	21	634	733	-	733
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	1,294
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	905
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	68
税引前中間利益	-	-	-	-	-	6,585
(その他の項目)						
減価償却費及び償却費	5,409	1,557	8,255	15,221	325	15,547

(注)1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. セグメント利益の調整額 4,941百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

5. 子会社の取得

The Fulham Shore Plcの取得

(1) 取得した会社

当社は、2023年7月11日に、英国を拠点にレストラン事業を運営する Fulham Shore Plc (2023年7月28日付でThe Fulham Shore Limitedに商号変更。以下「Fulham Shore社」)の発行済株式659,856,629株(発行済株式総数の100%)を当社子会社であるGreat Sea Kitchens Limited (2023年7月12日付でThe Fulham Shore Group Limitedに商号変更)を通じて、取得いたしました。

Fulham Shore社は英国を拠点にピザ業態“Franco Manca”(直営70店舗 1)とギリシャ料理業態“THE REAL GREEK”(直営28店舗 1)の2つの事業を展開しており、顧客体験価値、商品力、価格(Value for Money)などにおいて多くのお客様を感動させるポテンシャルを有しています。当社は欧州のローカルバディ 2である、Capdesia Group Limited(ロンドンおよびブリュッセルを拠点に英国および欧州の外食産業に特化した成長投資を行うプライベート・エクイティ・ファンド。以下「Capdesia社」と共に、Fulham Shore社と事業展開する可能性を検討してきた結果、当社が当社の英国子会社であるGreat Sea Kitchens Limitedを通じてFulham Shore社を子会社化することについて、Fulham Shore社との間で合意に至り、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント(Scheme of Arrangement)により取得手続きを開始するに至りました。

- 1 2024年9月末時点の店舗数
- 2 ローカルバディ：感動体験に共感した特別な知識とノウハウを持つ世界中の仲間

(2) 移転された対価

移転された対価は現金16,997百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等755百万円を費用として処理しており、前連結会計年度の連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産(注)1	2,745
非流動資産(注)2	33,020
資産合計	35,765
流動負債	4,910
非流動負債	20,392
負債合計	25,302

(注)1. 現金及び現金同等物314百万円が含まれております。

2. 非流動資産に無形資産が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん等

のれんの金額

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	16,997
取得した識別可能な純資産の公正価値	10,463
取得に伴い発生したのれんの額	6,534

当該取得により生じたのれんの主な内容は、今後の事業拡大によって期待される将来の超過収益力であります。当社グループの展開力や店舗オペレーションを付加することで、更なる事業の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 商標権 7,934百万円
償却方法及び加重平均償却期間 耐用年数を確定できない無形資産として非償却としております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産等について、前連結会計年度においては取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な金額で報告していましたが、当中間連結会計期間において、当該配分が完了しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財政状態計算書への影響額は、非流動資産が919百万円、非流動負債が693百万円、親会社の所有者に帰属する持分が226百万円それぞれ減少しております。

また、前中間連結会計期間の要約中間連結純損益計算書への影響額は、営業利益が135百万円、税引前中間利益が235百万円、親会社の所有者に帰属する中間利益が176百万円それぞれ減少しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、当中間連結会計期間及び前中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

6. 社債

当中間連結会計期間において発行した社債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	利率	償還期限
当社	2031年満期ユーロ円建転換社債型新株 予約権付社債	2024年6月20日	22,000	-	2031年6月20日

7. 売上収益

当社グループは、外食事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しております。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	丸亀製麺	国内その他	海外事業	合計
日本	58,378	13,748	220	72,346
香港	-	-	24,400	24,400
英国	-	-	5,355	5,355
その他	-	-	10,501	10,501
合計	58,378	13,748	40,477	112,602

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	丸亀製麺	国内その他	海外事業	合計
日本	65,134	17,009	288	82,431
香港	-	-	26,598	26,598
英国	-	-	12,286	12,286
その他	-	-	12,405	12,405
合計	65,134	17,009	51,577	133,720

(注) 前中間連結会計期間において、英国については、その他に含めて表示しておりましたが、前連結会計年度末より、重要性が増したことにより、その他に含めていた英国を別掲しております。これに伴い、前中間連結会計期間の売上収益の地域別内訳は組み替えて表示しております。

8. 減損損失

有形固定資産の減損損失

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗について、前中間連結会計期間は102百万円、当中間連結会計期間は733百万円の減損損失を認識しました。

9. 配当

配当金支払額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前中間連結会計期間 取締役会(2023年5月15日)	653	7.50	2023年3月31日	2023年6月15日
当中間連結会計期間 取締役会(2024年5月14日)	786	9.00	2024年3月31日	2024年6月13日

10. 1株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益および希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	4,422	2,799
親会社の株主に帰属しない中間利益(百万円)	194	194
基本的1株当たり中間利益の計算に利用する中間利益 (百万円)	4,228	2,604
普通株式の加重平均株式数(株)	87,069,015	87,280,459
ストック・オプションによる増加(株)	805,212	787,697
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	87,874,227	88,068,156
親会社の所有者に帰属する1株当たり中間利益		
基本的1株当たり中間利益(円)	48.56	29.84
希薄化後1株当たり中間利益(円)	48.12	29.57

(注) 前中間連結会計期間の1株当たり中間利益は、注記「5. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

11. 後発事象

資金の借入

当社は、2024年11月11日に、株式会社日本政策投資銀行をアレンジャー兼エージェントとする永久劣後特約付ローンおよび株式会社みずほ銀行との永久劣後特約付ローン（以下、本劣後ローン）による資金調達を行うため、下記内容の金銭消費貸借契約を締結し、2024年11月13日に実行いたしました。本劣後ローンはIFRS上、資本性金融商品に分類されるため、契約の実行により、資本が増加することになります。なお、本劣後ローンの実行に際して、2024年11月13日に、既存の永久劣後特約付ローン110億円は任意弁済をいたしました。本劣後ローンにより連結財務諸表の資本が増加するため、一層の財務健全性確保を図ることとなります。

株式会社日本政策投資銀行をアレンジャー兼エージェントとする永久劣後特約付ローン

- | | |
|----------------|--|
| (1) 契約日 | 2024年11月11日 |
| (2) 借入実行日 | 2024年11月13日 |
| (3) 資金使途 | 成長投資および既存事業の継続的成長のための投資 |
| (4) 借入先 | 株式会社日本政策投資銀行 他 |
| (5) 借入契約金額 | 70億円 |
| (6) 適用利率 | 6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2029年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。 |
| (7) 利息支払に関する条項 | 利息支払の任意繰延が可能 |
| (8) 弁済期日 | 期限の定めなし
ただし、2025年11月の利息支払日（同日を含む。）以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。 |
| (9) 劣後特約 | 本劣後ローンの債権者は、劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。 |

株式会社みずほ銀行との永久劣後特約付ローン

- | | |
|----------------|--|
| (1) 契約日 | 2024年11月11日 |
| (2) 借入実行日 | 2024年11月13日 |
| (3) 資金使途 | 事業資金（既存有利子負債返済資金等） |
| (4) 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| (5) 借入契約金額 | 70億円 |
| (6) 適用利率 | 6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2029年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。 |
| (7) 利息支払に関する条項 | 利息支払の任意繰延が可能 |
| (8) 弁済期日 | 期限の定めなし
ただし、2025年11月の利息支払日（同日を含む。）以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。 |
| (9) 劣後特約 | 本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。 |

2【その他】

2024年5月14日開催の取締役会において、2024年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり
期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	786百万円
1株当たりの金額	9円00銭
支払請求権の効力発生日および支払開始日	2024年6月13日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

株式会社トリドールホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 敦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結純損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。